

札幌市水道局
2028年度容量市場参加に向けた
アグリゲーター募集要項

令和7年12月3日

札幌市水道局

1 目的

電力の需給ひっ迫時において、デマンドレスポンス（以下「DR」という。）を通じて容量市場へ参加することで電力の安定供給に貢献することを目的として、DRアグリゲーター（以下「受注者」という。）を募集する。

2 概要

電力広域的運営推進機関が募集する容量市場メインオークション募集要綱（対象需給年度：2028年度）に基づき、札幌市水道局（以下「発注者」という。）のDR容量をアグリゲーターとして2028年度容量市場の電源等リスト（発動指令電源）に登録し、2028年度容量市場に参加する。受注者は、電力需給のひっ迫が予想される際に、一般送配電事業者からアグリゲーターへの発動指令に応じて発注者へDRの発動指令を行い、発注者が電力の需要抑制を行う。また、発注者が実施したDR実績に応じて受注者が発注者に対価（報酬）を支払うものである。

3 対象施設・設備および期待容量（契約予定容量）

表1のとおりとする。なお、期待容量とは、発注者が想定するDR容量である。

表1 対象施設および対象負荷設備一覧

施設名称	所在地	対象負荷設備 および出力（kW）	期待容量 （kW）
真駒内南町ポンプ場	札幌市南区石山6番地1	送水ポンプ：132kW×1	130
山鼻取水場	札幌市中央区南29条西8丁目	導水ポンプ：280kW×1	240
白川浄水場	札幌市南区白川1814番地	返送ポンプ：90kW×3 揚水ポンプ：120kW×1 ※いずれも間欠運転	30
合計			400

上記の期待容量の値はあくまで現在の想定であり、2026年度に実施する実効性テストの結果をもって契約容量を確定することとする。

また、実効性テストの結果、契約容量が期待容量を下回った場合であっても、発注者からペナルティ金額の支出は無いこととする。

なお、各施設における電力の使用実績に関しては、別添1を参考とすること。

4 実施条件

（1）削減電力提供期間

実需給年度：2028年度（2028年4月1日～2029年3月31日）

実効性テスト：2026年度（2026年4月1日～2027年3月31日）

（2）継続時間

3時間

（3）対象時間帯

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律台178号）に規定

する休日を除く 9 時から 20 時までとする。

(4) 発動指令

発注者が需要抑制を行う 3 時間前までに行う。

(5) 要請方法

電子メールおよび電話にて行う。

(6) 年間発動回数の上限

12 回（1 日の上限は 1 回まで）とする。

(7) ベースライン

電力広域的運営推進機関が定める「容量確保契約約款（2025 年 7 月）」の別紙（ベースラインの算定方法）によるものとする。

(8) 報酬の支払い

実需給年度の終了後、発注者が実施した DR 実績に応じて、2029 年 9 月 30 日までに発注者が指定する口座に支払うこととする。

5 報酬の考え方について

(1) 基本報酬

公募参加者は、本件に応募の際に様式 1 を用いて報酬単価（円/kW）を提示する。

受注者が応募の際に提示した報酬単価（円/kW）に契約容量（kW）を乗じた金額を基本報酬とする。

※ 報酬単価の算出においては、調整係数を考慮した単価を提示すること

$$\text{基本報酬（円）} = \text{報酬単価（円/kW）} \times \text{契約容量（kW）}$$

(2) DR 未達成時のペナルティ

以下の計算式により、実需給期間における DR 未達成時のペナルティ金額を算出する。なお、実効性テストにおけるペナルティは無いものとする。

$$\text{ペナルティ金額} = \frac{\text{基本報酬（円）} \times 1.1 \times \text{コマ毎の未達成量の合計（kWh）}}{\text{契約容量（kW）} \times 3 \text{（h）} \times 12 \text{（回）}}$$

(3) 受注者が発注者へ支払う報酬

上記（1）、（2）で算出した基本報酬とペナルティ金額の差額を、受注者が発注者へ支払う報酬額とする。ただし、ペナルティ金額が基本報酬を上回り、報酬額が 0 円を下回る場合であっても、受注者は発注者へのペナルティ金額等の請求をすることは出来ず、報酬額は 0 円とする。

$$\text{報酬額（円）} = \text{基本報酬（円）} - \text{ペナルティ金額（円）}$$

6 本事業の実施に必要な設備の設置

受注者の希望により、対象施設内に設置されている取引用計量器の計量データを必要とする場合は、事前に発注者の承諾を受けたうえで工事を行うことができる。ただし、本契約満了または解除した場合は速やかに原状回復するものとする。このための設置および撤去に係る費用はすべて受注者の負担とする。

なお、工事を行わない場合は、受注者の負担で計量データの取得を行うこと。ただし、受注者が一般送配電事業者から計量データを取得出来ない場合は、発注者は

電気の供給を受ける小売電気事業者から通知された使用電力量を受注者に報告するものとする。

7 一般送配電事業者との契約締結

受注者は本契約による容量市場への参加が適切に行えるよう、一般送配電事業者や電力広域的運営推進機関等との契約など必要な契約を締結すること。

8 守秘義務

受注者は本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後においても同様とする。

9 一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関への手続き

一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関への届け出、その他手続きすべては、受注者が行う。発注者が提供する必要のある書類がある場合は、受注者が適切な時期に発注者へ依頼する。

10 参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- ①2028年度の容量市場において電力広域的運営推進機関と北海道エリアにおける容量確保契約を締結している者
- ②過去5年間に於いて、容量市場あるいは電源I'にて、DRのアグリゲーターとしての実績を有する者
- ③令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある者
- ④入札時点において、札幌市水道局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けていない者

11 応募申込手続

(1) 提出方法

①郵送

郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。

ア 郵便局による一般書留、簡易書留、又はレターパックプラス(レターパックライトは不可)

イ 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便でかつ発注者の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの

②持参

下記提出先に、直接持参すること。

※電話、ファックスによる受付は行わない。

(2) 提出先

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本局庁舎3階

札幌市水道局総務部企画課 TEL(011) 211-7014

(3) 提出書類

①見積書(様式1)

「5 報酬の考え方について」に基づき、発注者が準備した様式1へ、報酬単価(円/kW、税抜)および基本報酬(円)を記載した見積書を提出すること。

※ 見積りは調整係数を反映した額で行うこと

②容量市場メインオークション(対象実需給年度:2028 年度)で落札電源を確保していることが分かる書類

③過去5年間に於いて、容量市場あるいは電源 I'にて、DRのアグリゲーターとしての実績を有することが分かる書類（契約書の写し等）

なお、契約相手の名称や契約価格等の情報については、黒塗り等で非表示として提出しても差し支えない

(4) 受付期間

令和7年12月3日(水)から令和7年12月22日(月)まで

なお、持参の場合における提出先の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く10時から16時(正午から13時を除く。)とする。

12 契約予定事業者の決定等

(1) 提出書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、参加資格要件を満たしている事業者を契約予定事業者の選定対象とする。なお、次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ①参加資格のない者によるもの
- ②指定の日時までに提出がなかったもの
- ③参加資格者の氏名その他主要部分が識別しがたいもの
- ④金額等の訂正、削除、挿入等があるもの
- ⑤その他不正な手段によるもの

(2) 契約予定事業者の決定

発注者が設定する最低報酬単価（円/kW）以上の額で、最も高額な報酬単価（円/kW）の提示を行った者を契約予定事業者とする。なお、最も高額となる報酬単価（円/kW）の提示をした者が二人以上あるときは、くじによる選定とするので、その際は当該提案者に電話連絡を行う。

(3) 結果の通知

契約予定事業者の決定は、令和7年12月下旬までに申込者それぞれに対し通知することとする。また、提案書類等を提出した事業者数および決定した契約予定事業者を札幌市水道局ホームページで公表する。

13 容量市場参加申込書

(1) 発注者は、決定した契約予定事業者と速やかに最終的な容量市場参加条件の協議を行い、協議が整い次第、契約予定事業者に、容量市場参加申込書を送付する。

(2) 契約予定事業者は、容量市場参加申込書受理後、容量市場の必要な手続きを行い、2028年3月31日までに発注者と協議の上で契約を締結する。

14 契約予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、契約予定事業者としての決定を取り消すこととする。

- ①正当な理由なくして、指定する期日までに容量市場参加申込書の手続きに応じなかった場合
- ②契約予定事業者が応募者の資格を失った場合
- ③その他契約予定事業者が本件の相手方として不適当と認められる場合

上記の取消しの場合は次点の者でかつ、最低報酬単価（円/kW）以上の額で参加資格要件を満たしている事業者を契約予定事業者とすることがある。

15 その他

本要項は、公募期間中に札幌市水道局のホームページにて公表する。

応募書類の作成および提出に関する費用は応募事業者の負担とする。

提出された応募書類は返却しない。

応募書類提出後において、契約予定事業者の決定までの間は、応募書類等に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りでない。

本要項に定めるもののほか、本要項に記載のない事項については、「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2028年度）」および「容量確保契約約款」によるほか、双方協議のうえで決定することとする。

16 問い合わせ先

〒060-0041

札幌市中央区大通東11丁目23番地 札幌市水道局本局庁舎3階
総務部企画課 尾崎、巽

TEL：（011）211-7014 E-mail：suido-kikaku@city.sapporo.jp